

## 責任財産限定特約に関する中間論点整理

### 1. 検討の対象とねらい

一定の金銭債権の引き当てを、債務者の財産のうち、一定の財産に限定する旨の取り決めが、債権者債務者間で行なわれることがある。例えば、1つの SPC が複数シリーズの ABS を発行する場合、各シリーズの ABS は、その対象資産のみを債務の引き当てとし、他のシリーズの ABS の対象資産を債務の引き当てとしない旨の取り決めを行なうことが一般的である<sup>1</sup>。また、事業会社が特定の財産を引き当てとしてノン・リコース・ローンの借入れをすることがあるが、この場合、ローンの債権者と債務者である事業会社との間では、その特定の財産以外の債務者の財産は借入債務の引き当てとしない旨の取り決めが行なわれる。さらに、信託の受託者が、信託事務の処理について負う債務について、その信託財産のみを引き当てとする旨の取り決めが行なわれることがある<sup>2</sup>。

このような取り決めは、一般に、責任財産限定特約と呼ばれ、多様なキャッシュ・フローを実現するための方策の 1 つとして位置づけることができる。したがって、責任財産限定特約にもとづく当事者間の法律関係が明確であり、その結果、この取り決め自体の経済的意義を適切に評価することができ、さらに、この取り決めが、取り決めの当事者以外の第三者に不測の不利益を与えることや、執行制度や倒産制度に対して無用の混乱を与えることがない限り、その法的効果を認めていくべきである。

そこで、本中間論点整理では、一定の金銭債権の引き当てを、債務者の財産のうち、一定の財産に限定するという法律関係を、債権者債務者間の取り決めによって実現しようとするならば、その法律関係の内容は、どのようなものとなることが望ましいか、そして、そのような内容の法律関係は、債権者債務者間で、どのような取り決めをすることで、実現することができるかという観点から、検討を加えることとしたい。以下では、まず、責任財産限定特約を取り決めた債権者債務者間の関係を検討した(2.)上で、そのような債務者が破産した場合の他の債権者をも含めた法律関係を検討する(3.)こととする。

### 2. 債権者債務者間の関係

#### (1) 債権者による強制執行

一定の金銭債権(以下、「特約対象債権」という)の引き当てを、債務者の財産のうち、一定の財産(以下、「特約対象財産」という)に限定する旨の取り決めが、債権者債務者間で行なわれるとき、そのねらいは、まず、債権者は、債務者の財産のうち、特約対象財産以外の

<sup>1</sup> 山本和彦「債権流動化のスキームにおける SPC の倒産手続防止措置」金融研究 17 巻 2 号(1998 年)124・125 頁、および、小野傑「証券化・流動化における主要な法律上の論点と関連する近時の立法」月刊資本市場 159 号(1998 年)41・42 頁参照。

<sup>2</sup> 中西英人「第三者に対する受託者責任の限定」信託法研究 20 号(1996 年)54 頁以下参照。また、日本銀行金融研究所「金融取引における受託者の義務と投資家の権利」金融研究 17 巻 1 号(1998 年)73・74 頁も参照。

財産には、強制執行をすることができないとすることにあると考えられる。

一般に、民事執行の追行に関する債権者・債務者間の合意であって、債権者の不利に執行を排除しあるいは法定の執行内容を制限するもの（執行制限契約）は、債権者をその意思に反してまで保護する必要はないため、適法と認めてよいと解されており、特定のまたは特定種類の対象に対してのみ執行する旨の合意（責任制限契約）は、執行制限契約の一種であると理解されている<sup>3</sup>。したがって、まず、執行の局面を規律するためには、このような責任制限契約である旨を明確にした取り決め<sup>4</sup>が行なわれれば、その取り決めにしたがった効力が認められるべきである<sup>5</sup>。

その結果、このような責任財産限定特約を取り決めた債権者が、特約対象債権にもとづく給付を求めて、訴えを提起し、被告である債務者が、特約対象財産の限度で責任を負う旨の抗弁を主張した場合、裁判所では、「被告は、被告の財産　、および、　の限度で、原告に対し、金　円を、支払え」という判決主文の判決<sup>6</sup>が下されるべきである<sup>7</sup>。このような判決を債務名義として、債権者が、債務者の特約対象財産以外の財産について、強制執行を行った場合、債務者は、第三者異議の訴えをもって、その強制執行の不許を求めることができる（民事執行法 38 条）<sup>8</sup>ことになる。

## （２）特約対象財産

債務者の財産のうち、特約対象債権の引き当てとなる特約対象財産が何であるかは、責任財産限定特約のなかで取り決められる。ある財産が特約対象財産であるかどうか、取り決めにより一義的に明らかでない場合は、その取り決め、すなわち、責任財産限定特約の解釈によることになる。そこでは、当事者の合理的意思解釈を行なうことになる。

具体的に問題となることが想定されるのは、特約対象財産を処分したことによって得た対価や、特約対象財産からの果実である。当事者間で実現しようとするキャッシュ・フローの対象に、このような対価や果実を、処分された特約対象財産や元物である特約対象財産とと

<sup>3</sup> 中野貞一郎『民事執行法（新訂４版）』（青林書院、2000年）75頁。

<sup>4</sup> 例えば、「債権者は、債権　については、債務者の財産のうち、　、および、　以外の財産には、強制執行しない」旨の取り決めである。

<sup>5</sup> 山本・前掲（注1）125・126頁参照。

<sup>6</sup> 特約対象財産である個別の財産が多い場合は、判決主文は、「被告の財産　、および、　の限度で」に代えて、「別紙目録記載の財産の限度で」とし、別紙目録が添えられることになると考えられる。

<sup>7</sup> 給付の訴えは、「請求権の強制可能性ないし（債務者の財産が債権の担保力に服する意味での）責任の存在および範囲の主張を含む点にあり（被告は責任限定事由を抗弁として主張しうる）給付判決は、実体上の請求権とともにその強制可能性ないし責任の存在および範囲をも、後者については多くは黙示的ながら、宣言する点で強制執行の基礎とされるに適する」（中野・前掲（注3）163・164頁）からである。また、限定承認があった場合の相続債務は、責任が債務者の財産のうち一定の財産に限定された債務である点で、責任財産限定特約の取り決めがある特約対象債権と共通するため、参考になる。すなわち、大判昭和7年6月2日民集11巻1099頁は、相続の限定承認をした相続人に対して相続債務の支払を命ずる判決は、相続財産の限度で相続債務を支払う旨を留保しなければならないとし、「上告人…八被告二人対シ金四千五百円及之ニ対スル昭和二年五月二十五日以降完済迄年一割二相当スル金員ヲ同人カ松田亀之助ヨリ相続シタル財産ノ存スル限度ニ於テ支払フ可シ」（松田亀之助は上告人の被相続人）と判決した。

<sup>8</sup> 限定承認が行なわれた後、現実に差し押さえられた特定の財産につき相続財産・固有財産のいずれに属するかが争われる場合に、限定承認をした債務者は第三者異議の訴えを提起することができる（中野・前掲（注3）270・295頁参照）ことと同様である。

もに、含めることは、経済的には合理的な場合が多いと考えられる。あるいは、実際には、処分されたものや元物より、むしろその対価や果実こそが、実現しようとするキャッシュ・フローそれ自体であるということもあろう。したがって、当事者は、責任財産限定特約のなかで、そのような対価や果実を特約対象財産とする旨を取り決めることが一般的であろう。しかし、責任財産限定特約は、特約対象財産以外の財産には強制執行をしない旨の債権者債務者間の合意（（１）参照）であり、特約対象財産について債権者になんらかの物権的な利益を承認するものではない。また、そもそも、信託法 14 条<sup>9</sup>のような法律の規定が用意されていないところでは、当事者の意図にかかわらず、対価や果実について、債権者に物権的な利益が生ずる余地はない。したがって、特約対象財産を処分したことによって得た対価や、特約対象財産からの果実であっても、責任財産限定特約において、それらを特約対象財産とする旨を明示的に取り決めていない場合、それらが特約対象財産となるかどうかは、当事者の合理的な意思解釈によって決められることとなる（（３）でとりあげる複数シリーズの ABS を発行する SPC の場合が、当事者の合理的な意思解釈の一例である）。

### （３）特約対象財産の処分

責任財産限定特約では、特約対象財産の処分を許す旨の取り決めが行なわれる場合が考えられるとともに、そのような処分を許さない旨の取り決めが行なわれる場合が考えられる。そうすると、債務者は債権者の承認を得ずに特約対象財産を処分しない旨の取り決めがあるにもかかわらず、債務者が、債権者の承認を得ずに、特約対象財産を処分した場合、その処分の効力が問題となる。一般に、権利者と第三者との間で、権利者が有する権利を処分しない旨を合意しても、権利者がその合意に反して行なった処分は、処分の相手方の主観的事情を問わず、有効であると考えられる。責任財産限定特約の場合にも、この考え方は妥当する。したがって、債務者は債権者の承認を得ずに特約対象財産を処分しない旨の取り決めがあるにもかかわらず、債務者が、債権者の承認を得ずに、特約対象財産を処分した場合、その処分の相手方は、主観的事情いかににかかわらず、処分された特約対象財産を取得することができる<sup>10</sup>。

しかし、債務者は債権者の承認を得ずに特約対象財産を処分しない旨の取り決めがあるにもかかわらず、債務者が、債権者の承認を得ずに特約対象財産を処分した場合、債務者は、責任財産限定特約の取り決めにもとづく義務に違反したこととなる。その効果としては、損害賠償責任の成立が考えられる（民法 415 条）。債務者が特約対象財産を処分し、その結果、引き当てとなる財産が減少したために、そうでなければ債権者が弁済を受けた額より、実際に債権者が弁済を受けた額が少なければ、その差額が損害となり、それを賠償することとなる。このようにして成立する損害賠償請求権については、それを特約対象債権とする取り決めがあれば、それにしたがうことになるが、そうでなければ、特約対象財産に限定されない債務者の財産全体が、引き当てとなると考えるべきである。なぜならば、この損害賠償請求権の引き当てが、特約対象財産に限定されるとすると、義務違反があり、損害賠償請求権が成立するとしても、債権者が債務者から現実に支払を受ける金額は、損害賠償請求権が成立しない場合と同じであり、したがって、義務違反を認め、損害賠償請求権の成立を認めることに、実際上の意味が伴わないからである。

<sup>9</sup> 四宮和夫『信託法（新版）』（有斐閣、1989年）61頁は、信託法 14 条は信託財産の物上代位性を認めるものとし、受益権の物権的効力を認める規定であるとする。

<sup>10</sup> 不動産の二重譲渡における第一譲受人のような、対抗力はないものの所有権を取得した者が有する利益は、物権的な性格を帯びているが、責任財産限定特約の取り決めをした債権者が有する利益は、そのようなものではない。したがって、不動産の二重譲渡における背信的悪意者に関する規律は、ここでは参考とすべきではない。

ただし、複数シリーズの ABS を発行する SPC における責任財産限定特約の場合は、別の考慮が必要である。このような場合、責任財産限定特約は、他のシリーズの ABS の権利者の利益を保護するものであるからである。したがって、債権者の承認を得ずに特約対象財産を処分しない旨の取り決めにもとづく義務に違反したことにより成立する損害賠償請求権については、それを特約対象債権とし、その引き当てを特約対象財産に限定する旨の取り決めを行ない、他のシリーズの ABS の権利者の利益を損なわないようにすることが合理的である。なぜならば、このような損害賠償請求権の引き当てが、特約対象財産に限定されない債務者の財産全体になるとすると、それには、他のシリーズの ABS の対象資産が含まれることになり、他のシリーズの ABS の権利者の利益が損なわれることになるからである。

ただこの場合、すなわち、債権者の承認を得ずに特約対象財産を処分しない旨の取り決めにもとづく義務に違反したことにより成立する損害賠償請求権については、それを特約対象債権とし、その引き当てを特約対象財産に限定する旨の取り決めが行なわれた場合であっても、特約対象財産を処分したことによって得た対価を特約対象財産とする旨の取り決めがないときは（（２）参照）、その対価をどのように取り扱うかが問題となる。仮にその旨の取り決めがないことを根拠として、対価は特約対象財産ではないとする解決をとるとすると、単に特約対象財産が処分によって ABS の対象資産から逸出するというのみが生ずる。このような解決は、責任財産限定特約の趣旨からみて合理的ではない。したがって、当事者の合理的な意思解釈により、対価は特約対象財産であると考えべきである（（２）参照）。

#### （４）債務者の義務

責任財産限定特約の取り決めをした債務者は、特約対象財産について、特に、（３）で検討したような債権者の承認を得ずに処分してはいけないとする旨の取り決めがなくても、責任財産限定特約のなかに処分を許す旨の取り決めがない限り、特約対象財産を処分してはいけないという義務を負うと考えられる。とりわけ、特約対象財産を処分したことによって得た対価を特約対象財産とする旨の取り決めがない場合は、債務者が、特約対象財産を処分してはいけないという義務を負うことは、より一層強調されてよい。なぜならば、特約対象財産が処分され、引き当てとなる財産が減少し、そのことによって、債権者が弁済を受ける額が少なくなる危険が生ずるからである。このような義務は、責任財産限定特約の取り決めによって、当然に、債務者が負う義務である。

同様に、債務者は、特約対象財産を毀滅させたり減少させたりしてはいけない義務を負うと考えられる。この義務の違反の効果は、（３）と同様に、損害賠償請求権の成立である。また、その損害賠償請求権を特約対象債権とする取り決めがなければ、特約対象財産に限定されない債務者の財産全体が引き当てとなること、ただし、複数シリーズの ABS を発行する SPC における責任財産限定特約の場合は、責任財産限定特約が他のシリーズの ABS の権利者の利益を保護するものであるため、このような損害賠償請求権の引き当ても、具体的な取り決めをすることにより、特約対象財産に限定することが合理的であることも、（３）と同様である。

他方で、責任財産限定特約において、債務者に、特約対象財産の管理や処分の方法などについて、裁量を与える取り決めがあれば、債務者が与えられた裁量にもとづいて行なう管理や処分は、当然許されるものと考えられる。したがって、債務者に裁量が与えられることによって、責任財産限定特約自体の効力に疑義が生ずるということはない。

#### （５）特約対象債権の譲渡等

特約対象債権が譲渡された場合、その譲受人は譲渡人が有する権利以上の権利を取得することができるとする必要はない。また、特約対象債権が差し押さえられた場合、差押債権者は差押債務者が有する権利以上の権利を行使・取得することができるとする必要はない。し

たがって、これらの場合、特約対象債権に対する責任財産限定特約の効力は変更されないと解すべきである。また、債権者が破産した場合も、同様に、責任財産限定特約の効力は変更されないと解すべきである。

### 3. 債務者が破産した場合

#### (1) 債務超過についての考え方

法人である債務者の破産原因である債務超過（破産法 127 条 1 項）は、一般には、債務の評価額の総計が財産の評価額の総計を超過する場合である<sup>11</sup>。

特約対象債権は、最大、特約対象財産の限度で、債務者の財産を引き当てにしているのだから、破産者に、責任財産限定特約の取り決めがある債務がある場合、債務超過を判断する際に、債務として算入されるのは、特約対象債権の額が特約対象財産の評価額を上回っているのであれば、特約対象財産の評価額まで減額したものであると考えられる。

#### (2) 破産手続における配当のあり方

破産手続における配当のあり方について検討する上で、基本となるべき考え方は、責任財産限定特約の取り決めがある場合、その取り決めをした債権者（以下、「特約債権者」という）以外の債権者（以下、「一般債権者」といい、また、一般債権者の債権を「一般債権」という）は、責任財産限定特約がなかった場合と同様に取り扱われ、特約債権者について責任財産限定特約があるために反射的に生ずる利益を享受するというものである。

そのような考え方を実現する具体的な配当方法として、次のような 2 通りの方法を、考えることができる。第 1 は、特約債権者は、特約対象財産の価額を超えては配当を受けないとするものであり、第 2 は、債務者の財産を、特約対象財産と特約対象財産以外の財産（以下、「その他の財産」という）とに区別し、特約対象財産については、特約債権者と一般債権者は同順位で配当を受け、その他の財産については、特約債権者は一般債権者に劣後して配当を受けるというものである<sup>12</sup>。いずれの配当方法も、一定の金銭債権の引き当てを、債務者の財産のうち、一定の財産に限定する旨の取り決めである責任財産限定特約の趣旨（1. 参照）に適合しており、また、責任財産限定特約における執行の局面を規律するための取り決めである特定のまたは特定種類の対象に対してのみ執行する旨の取り決め（2. (1) 参照）とも平仄は合う。

そこで、これらの配当方法を実現するためには、責任財産限定特約における破産の局面を規律する取り決めとして、どのような内容を取り決めなければならないか、そして、そのような取り決めの効力が、破産の局面で認められるかが問題となる。

第 1 の配当方法については、「債務者について破産手続が開始した場合、債権者は、特約対

<sup>11</sup> 山木戸克己『破産法』（青林書院新社、1974 年）48 頁参照。伊藤眞『破産法（全訂第 3 版補訂版）』（有斐閣、2001 年）69 頁も参照。

<sup>12</sup> 第 2 の方法で配当を行なう場合は、さらに、特約対象財産について、同順位で按分して行なう配当の基礎となる一般債権者の債権額として、全額とするか、特約対象財産とその他の財産の価額の比に応じて、特約対象財産に割り付けられた額とするかによって、具体的な配当額が異なるものとなる（山本・前掲（注 1）126 頁注 71 は、2 通りの方法が考えられるとするが、そのうちの 1 つが、である）。一般債権者は、責任財産限定特約がなかった場合と同様に取り扱われるという基本となる考え方にしたがえば、第 2 の方法のなかでは、一般債権者の債権額はその全額を基礎として配当を行なうこと（ ）が適切であると考えられる。したがって、以下では、第 2 の方法としては、 によることとする。

象債権についての配当額が、特約対象財産の価額を超えたとき、その配当額が特約対象財産の価額を超えた部分について、配当を受領する権利を放棄する」旨の取り決めを行なうことが考えられる。債権者が、配当を受領する権利（の一部）を、実体法上、停止条件付きで放棄する旨の取り決めとして法律構成することができ、したがって、破産の局面で、その効力は認めてよい。なお、債権届出は、特約対象債権の全額で行ない、それにもとづいて仮の計算をし、仮の配当額が算出された時点で、仮の配当額が特約対象財産の価額を超えた場合、その超過部分について、特約債権者は、配当を受領する権利を放棄することになる。その結果、一般債権者には、特約債権者が放棄した部分と、一般債権者についての仮の配当額を加算した額が、配当されることになる<sup>13</sup>。

これに対して、第2の配当方法を実現するためには、「特約対象債権への配当は、その他の財産の価額の方からの配当について、一般債権に対してその全額が弁済されることにより生ずる」旨の取り決めを行なうことが考えられる。その他の財産の価額の方からの配当と、特約対象財産の価額の方からの配当とを区別して考え、前者についての特約対象債権は、一般債権に対して、特約債権者と債務者との取り決めにより劣後するものとするために、前者についての特約対象債権への配当を、一般債権への全額の弁済を停止条件とするものである<sup>14</sup>。しかし、このような取り決めの内容通りに配当を行なうには、現実の手続が相当程度複雑になることが容易に想定することができる。したがって、第2の方法については、効力に関する結論を留保し、本中間論点整理では、考え方として提示するととどめることとする。

以 上

---

<sup>13</sup> 例えば、特約対象債権を600、一般債権を200とし（総負債800）、特約対象財産を100、その他の財産を100とする（総資産200）。このとき、仮の計算における配当率は $200/800$ となり、特約対象債権についての仮の配当額は、 $150 (= 600 \times 200/800)$ となる。特約対象財産の価額である100を超える部分（50）について、特約債権者は、配当を受領する権利を放棄する。一般債権者についての仮の配当額は、 $50 (= 200 \times 200/800)$ であり、それに、特約債権者が放棄した部分（50）を加算された額（100）が配当される。以上の結果、特約対象債権に対する配当額は100、一般債権に対する配当額は100となる。

<sup>14</sup>（注13）の設例（特約対象債権を600、一般債権を200とし（総負債800）、特約対象財産を100、その他の財産を100とする（総資産200））では、次のようになる。まず、特約対象財産について計算を行ない、特約対象債権に対する配当額を $75 (= 600 \times 100/800)$ 、一般債権に対する配当額を $25 (= 200 \times 100/800)$ とする。その他の財産の価額（100）の全額を一般債権に対して配当しても（配当額合計125）、なお一般債権（200）の全額は弁済されない。したがって、その他の財産の価額からは、特約対象債権には配当されない。以上の結果、特約対象債権に対する配当額は75、一般債権に対する配当額は125となる。